

令和7年度

第3回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和8年2月19日

開催場所 議会棟 第一委員会室

- 1 招 集 日 時 令和8年2月19日(木)午後1時30分開会
- 2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室
- 3 出 席 委 員 玉村容子委員 牧則子委員 石塚昌世委員  
高畑邦則委員 安本正道委員 吉野壽美委員
- 4 欠 席 委 員 勝柴亮一委員 佐藤昭宏委員 石川浩之委員  
青柳誠委員
- 5 出席事務局職員 飯田健康福祉部長 野口国保年金課長  
成嶋課長補佐 廣瀬課長補佐  
山本主査 楠瀬主任 澤井主任  
山梨主任 田胡主任
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 1名
- 8 会議に関する事項
- 一 開 会
1. 資料確認
- 二 議事
1. 令和8年度保険税率改定(案)に関する経過報告
2. 令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正(案)について
3. 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について
4. データヘルス計画事業について
5. その他
- 三 閉 会

## 目 次

一 開 会	
1. 資料確認	3
二 議 事	
1. 令和8年度保険税率改定（案）に関する経過報告	5
2. 令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正（案） について	6
3. 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について	9
4. データヘルス計画事業について	14
5. その他	19
三 閉 会	19

午後1時27分開会

## 一 開 会

○事務局 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきましてご理解とご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます成嶋です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

これより、「令和7年度 第3回我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

### 1. 資料確認

○事務局 はじめに、会議で使用する資料の確認をさせていただきます。

先日、委員の皆様にお送りした資料といたしまして、「(1) 令和8年度保険税率改定(案)に関する経過報告」、「(2) 令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正(案)について」、「(3) 令和8年度国民健康保険事業 特別会計予算(案)について」。

本日、机の上にご用意した資料として、「会議次第」、「席次表」、「(4) データヘルス計画事業について」、「国民健康保険税の税率等の改定及び設定について(答申)」を配布させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局でご用意しておりますので、お申し出ください。———

よろしいでしょうか。

会議の公開について、ご報告いたします。本会議は、「我孫子市情報公開条例」第22条の規定により、会議は公開となります。

また、発言をする際には、マイク右側のスイッチを押してください。マイクが緑色に点滅します。その後、マイクが赤色に点灯していることを確認してから発言をお願いします。

次に、本日は「ちば東葛農業協同組合の勝柴様」、「我孫子医師会の佐藤様」、「我孫子市歯科医師会の石川様」、「公立学校共済組合千葉支部の青柳様」、から、欠席する旨の連絡がございましたが、本会議は、委員10名のところ6名の出席者がございますので、「我孫子市国民健康保険条例施行規則」第8条の規定により、委員の半数以上の出席がございましたので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事に入る前に、本日、運営協議会の、傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(全委員より「了承する」との声あり)

○事務局 それでは傍聴者の方は、お入りください。

(傍聴者入室)

○事務局 次に、傍聴者の方には「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、会議の議題について発言をいただく機会を設けております。発言は、ひとり1回で3分以内となります。質問形式の発言があっても、大変申し訳ありませんが、お答えすることができませんので、あらかじめご了承くださいと思います。発言の機会につきましては、議事終了後に議長の許可により、発言をお願いいたします。

開会にあたりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

<部長挨拶>

○部長 本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本市の国保事業にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

本日の会議では、前回の運営協議会で皆様にご審議いただいた「保険税率改定(案)」に関する経過報告のほか、「令和8年度から施行する条例制定(案)」、「令和8年度予算(案)」、「データヘルス計画事業」についての報告をいたします。

引き続き、国保制度の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、寒暖が激しい昨今ですので、くれぐれも健康管理にご留意の上、お過ごしいただければと思っております。

それでは、本日はよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に移ります。「我孫子市国民健康保険施行規則」第6条により、会議の議長は会長があたることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今、事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより、次第にそって議事を進めたいと思います。

是非、会議が円滑に行えますよう皆様のご協力をお願いいたします。

## 二 議 事

### 1. 令和8年度保険税率改定（案）に関する経過報告

○会長 それでは、議題1「令和8年度保険税率改定（案）に関する経過報告」につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の楠瀬と申します。議題1「令和8年度保険税率改定（案）に関する経過報告」についてご報告させていただきます。

資料No.1「令和8年度 保険税率改定（案）に関する経過報告」をご覧ください。

まず、令和7年12月23日に市長協議にて税率改定（案）について協議を行いました。

次に、令和8年の1月8日の「令和7年度 第2回我孫子市国民健康保険運営協議会」において、保険税率改定（案）について諮問事項とさせていただき、令和8年度の予算編成および国保事業費納付金において、現行の保険税率の改定および地方税法の改正により、子ども・子育て支援金分の税率設定が必要となっている状況および保険税率改定（案）について説明させていただきました。

諮問の趣旨を踏まえて審議していただいた結果、会長並びに委員の皆様から保険税の引き上げについて適当であると判断するとの答申をいただきました。

なお、答申書の内容につきましては、お手元に配布させていただいた「令和8年1月29日付 国民健康保険税の税率等の改定および設定について（答申）」をご確認ください。

次に、令和8年1月13日に市長協議にて運営協議会からの答申内容を報告し、運営協議会からの答申内容のと通りの税率改定（案）で3月議会に議案を提出するよう指示がありました。

次に、令和8年2月12日および13日に、3月提出予定の議案について、議員との懇

談会が開催されました。税率改定（案）の議案について、副市長から説明をしていただいたという報告をいただいております。

最後に、令和8年2月24日の3月議会に税率改定（案）の議案を提出予定となっております。

なお、3月議会で税率改定（案）が可決された場合、令和8年4月1日に税率を改定した保険税条例が施行予定となっております。

以上で、令和8年度保険税率改定案に関する経過報告について説明を終わります。

○会長 ただいま、「令和8年度保険税率改定（案）に関する経過報告」の説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。———

（挙手なし）

ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。

## 2. 令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について

○会長 それでは、次に議題2「令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 議題2「令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」、引き続き楠瀬から説明させていただきます。

資料No.2「令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正(案)について」をご覧ください。

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび軽減基準額の改正となっております。

令和7年12月26日に「令和8年度税制改正大綱」が閣議決定され、その中で「国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに国民健康保険税の軽減措置について5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する」こととされたことに伴い、今後、3月末に地方税法施行令の改正が予定されています。改正が令和8年4月1日施行のため、法律の改正後に速やかに条例を専決処分により改正させていただくものとなりま

す。

まず、課税限度額について、国民健康保険税において課税限度額が設定されています。医療保険制度では保険の負担について、負担能力に応じた公平な額とする必要がありますが、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度を設けるため課税限度額が設定されています。

その中で、高齢化等により医療給付費が増加し、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険税負担の上限を引き上げずに、保険税率を引き上げて必要な保険税収入を確保した場合、高所得層の負担は変わらず、中間所得層の負担が重くなってしまいます。

そこで、保険税負担の上限を引き上げることにより、高所得層の被保険者には多く負担いただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税の設定が可能となります。

資料「課税限度額」の表をご覧ください。表の左側、改正前である現行では、国民健康保険税の限度額の合計金額とは109万円となっております。内訳として、医療分が66万円、高齢者支援金分が26万円、介護分が17万円で設定されています。

今回の改正において、医療分が1万円増額の67万円、高齢者支援金分と介護分は据置きとなり、新たに令和8年度から新設される子ども・子育て支援金分が3万円で設定されました。

課税限度額の引き上げについては、国の方で協議を重ねた結果、今回の引き上げが決定されました。

協議では、被用者保険におけるルールとバランスを考慮し、被用者保険では最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間となるように法定されていることから、国民健康保険でも将来的には賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げること検討しているとのことでした。

また、過去の引き上げ幅も参考にしているとのこと、過去20年間で最大の引き上げ幅が4万円となっています。

以上のことを考慮した上で、国の方で決定された課税限度額の改正内容となっております。

続いて、軽減判定所得について、国民健康保険税の算定において、低所得者層の保険税負担を軽減するため、一定の所得基準額以下の世帯の保険税について、平等割および均等割をそれぞれ7割、5割、2割軽減する法定軽減の制度があります。物価高騰に伴う所得

水準の上昇等により、軽減を受けている世帯が軽減から外れないように法改正を実施することになります。

資料「軽減判定所得」の表をご覧ください。今回の改正では、5割軽減に該当する保険税軽減基準額が43万円+30万5,000円から43万円+31万円に引き上げ、2割軽減が43万円+56万円から43万円+57万円に引き上げられることが決定しました。なお、7割軽減には変更がありません。

先ほど報告させていただいた、子ども・子育て支援金分が新設されることに伴い、3月議会で条例改正の議案を提出する予定ですが、今回の課税限度額の引き上げおよび軽減基準額の改正につきましては、本来であれば法改正を待ってから条例改正すべきですが、当市としましては、子ども・子育て支援金分の新設は被保険者の方に負担がかかる案件であり、議会で審議すべき事項であることから議案を3月議会に提出し、政令改正を伴う課税限度額の引き上げおよび軽減基準額の改正については政令公布後の専決処分として取り行う方法をとることとさせていただきました。

以上で、令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正案について説明を終わります。  
○会長 ただいま、「令和8年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」説明が終わりました。これより、質疑応答に移らせていただきます。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。 ——

(挙手あり)

○会長 石塚委員お願いします。

○石塚委員 大変見やすい資料でした。ありがとうございます。資料の課税限度額の改正前と改正後の部分について質問します。

近隣の方に今回の令和7年12月26日に閣議決定された内容についてお聞きしたところ、市民の方がほとんど知られてなくて、そういうことがあるのかと逆に驚かされていました。

今回の課税限度額の改正後では、子ども分が3万円新設され高齢者支援金分が増えないということで、高齢者の方からは年金を支援してほしいという声が上がっていますが、市民の意見が反映されているのか、それとも市民の意見に関わらず、今後も、不利なことが閣議決定されてしまうのではないかという点で質問いたします。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局いかがですか。

○事務局 はい。お答えいたします。

課税限度額の設定については、国の方で毎年、事務レベルのワーキンググループや医療保険部会の議論を経て限度額の引き上げを行っているという情報をいただいております。金額の設定については、医療の基礎賦課分、高齢者支援金分、介護分の賦課限度額超過世帯割合が前年と比較して増加しているか、それぞれにばらつきが見られるかを基準として引き上げ幅を設定しているとのこと。国としては、今回改正される医療分67万円と高齢者支援金分の26万円は、同じひとくくりの医療分として限度額の引き上げを検討しているという資料がありますので、そのことを踏まえた上で金額設定がされているかと思われます。

そのため、医療分と高齢者支援金分の両方を見た上で、医療分を1万円引き上げるのが適当であると判断がされたと思われます。

以上です。

○石塚委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○会長 他にご質問等ありませんか。————

(挙手なし)

ないようであれば、これで質疑打ち切りということよろしいでしょうか。

### 3. 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について

○会長 それでは、次に議題3「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について」につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の廣瀬と申します。議題3「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について」ご説明させていただきます。

資料No.3「令和8年度 国民健康保険事業 特別会計予算(案)について」をご覧ください。

令和8年度の予算も前年度と同様、国が示した仮係数に基づき予算編成を行っています。これは、市の予算編成において、確定係数による算定結果の反映が間に合わないことや、県の予算編成についても、仮係数による算定結果で行っていること等によるものです。確定係数による算定結果の予算への反映につきましては、令和8年9月の補正予算で調整を予定しております。

それでは、令和8年度国民健康保険事業特別会計予算の歳入・歳出の総額です。

歳入予算につきましては、1 ページ目の表、また、歳出予算につきましては、2 ページ目の表、「令和8年度当初額」と記載している列の一番下の額のとおり、歳入・歳出それぞれ117億1,800万円で、令和7年度と比べ、7,200万円の0.61%減となっております。令和7年度に比べ予算が減少した主な要因としましては、歳入は県支出金「保険給付費等交付金」の減額、歳出は保険給付費の減額によるものです。これは、民間事業所などの社会保険適用拡大や後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者数の減少等が大きく影響しているためです。

初めに、1 ページの歳入から説明させていただきます。

国民健康保険制度の基本財源である「国民健康保険税」ですが、総額27億2,788万8,000円で、7年度に比べ、1億2,975万7,000円の4.99%増を見込んでおります。なお、現年課税分の予定収納率は、実績額を考慮し、医療給付費分、後期高齢者支援金等分は93.0%、介護納付金分は91.0%、子ども・子育て支援納付金分は93.33%を見込んでおります。

次に、「国庫支出金」は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修業務委託料として857万2,000円を計上しています。

次に、「県支出金」は、保険給付費等交付金（普通交付金）には医療分、保険給付費等交付金（特別交付金）には保険者努力支援分や特別調整交付金分、県繰入金2号分、特定健診等負担金分を含んでおり、国民健康保険制度を維持していくための重要かつ大きな財源です。7年度より2億4,425万4,000円減の80億781万9,000円を計上しております。

次に、「繰入金」は、7年度より4,734万8,000円増の9億3,115万6,000円を計上しております。

一般会計からの「繰入金」の内訳について、まず、「保険基盤安定繰入金」です。これは、保険税の金額に軽減措置を行った場合、軽減措置相当分を公費で補填する他、低所得者の加入割合に応じて一定の支援をするもので、保険税軽減分と保険者支援分を合わせると、7年度より7,653万9,000円増の6億645万1,000円を計上しております。

「未就学児均等割保険税繰入金」は、未就学児の均等割保険税軽減に係る繰入金で、7年度より107万7,000円増の430万4,000円を計上しております。

「職員給与費等繰入金」は、一般職人件費、会計年度任用職員報酬、一般管理費等の事

務に要する費用に対する繰入金で、7年度より147万7,000円減の2億8,702万円を計上しております。

「産前産後保険税繰入金」は、産前産後期間の所得割額および均等割額の軽減措置に係る繰入金で、7年度より5万3,000円増の142万8,000円を計上しております。

「出産育児一時金等繰入金」は、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金に対する財政支援を後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みとなります。しかし、「出産育児交付金」が令和8年度から全面的に導入されることに伴い廃止されるため、一般会計からの繰入は実施しないこととなりました。

「財政安定化支援事業繰入金」は、保険財政の健全化および保険税の負担の平準化を目的に、国の財政措置のもと、一般会計から繰入をするもので、7年度より884万4,000円減の3,195万3,000円を計上しております。

最後に、「諸収入」は、延滞金、交通事故等による第三者行為納付金、不当利得の返納金等で、7年度より123万6,000円増の3,252万8,000円を計上しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。2ページをご覧ください。

初めに、「総務費」です。国民健康保険事業運営のための資格、給付、賦課、徴収業務一般職人件費、会計年度任用職員報酬等に係る経費で、7年度より282万1,000円減の2億4,876万1,000円を見込んでおります。減額の要因は、2年に一度の資格確認書等の一斉更新を8年度は実施しないため、通信運搬費が減額となること等が挙げられます。

次に、「保険給付費」は、国民健康保険事業の主たるもので、7年度より2億1,566万6,000円減の79億1,976万6,000円で、これまでの支払い実績を参考に積算して計上しております。8年度の「保険給付費」につきましては、1人当たりの保険給付費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少に伴い、保険給付費全体で2.65%減が見込まれるため、減額となっています。

次に、「国民健康保険事業費納付金」は、県が医療給付費等の見込み額を立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、国民健康保険事業費納付金の額を決定し、市はその額を県に納めることとなります。なお、子ども・子育て支援金の創設により、子ども・子育て支援金は医療保険制度ごとに保険料が決められ、令和8年4月分からあわせて納めます。「医療給付費分」は21億6,889

万1,000円、「後期高齢者支援金等分」は8億4,512万7,000円、「介護納付金分」は2億9,268万8,000円、「子ども・子育て支援納付金」は7,988万7,000円の合計で、7年度より1億3,793万円増の33億8,659万3,000円を計上しております。

次に、「保健事業費」は、主に短期人間ドックへの助成等に要する経費および健康づくり支援課に執行委任している特定健診・特定保健指導に係る繰出金で、7年度より1,294万4,000円減の1億1,379万4,000円を計上しております。

次に、「基金積立金」は、国民健康保険事業の健全な運営に資するための積立金で、2,613万2,000円を計上しております。

次に、「諸支出金」は、保険税の還付金あるいは還付加算金、過年度の補助金の精算に伴う償還金で、7年度より47万3,000円減の1,795万4,000円を計上しております。

最後に、「予備費」は当初予期しなかった予算外の支出や經常予算に不足が生じた場合に充当する経費として、7年度より415万8,000円減の500万円を計上しております。

3ページ以降には、我孫子市国民健康保険事業の状況や直近5年の推移を掲載しております。参考にご覧ください。

なお、本予算は、令和8年第1回市議会定例会において審査の上、可決後に決定となりますのでご了承ください。

以上で、令和8年度国民健康保険事業特別会計予算案について説明を終わります。

○会長 ただいま、「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について」説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。

ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 ——

(挙手あり)

○会長 石塚委員お願いします。

○石塚委員 2点質問があります。まず、1ページの歳入の科目で「国保財政調整基金繰入金」が0円となっていますが、毎年、予算は組まれていないということでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局お願いします。

○事務局 はい。お答えいたします。

「国保財政調整基金繰入金」につきましては、令和5年度の時点で基金が枯渇してしまい0円となってしまったため、予算上での繰入が令和6年度および7年度は行えなくなりました。

7年度に基金に積み立てができていますが、8年度予算については基金を取り崩さずに保険税率改定や保健事業の見直し等を行い、繰入をすることなく賄える見込みとなっているため、0円で計上しています。

以上です。

○石塚委員 ありがとうございます。2点目は、2ページの歳出の科目で「予備費」について、当初予期しなかった予算外の支出とはどういったものがあるのでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局お願いします。

○事務局 はい。お答えいたします。

「予備費」につきましては、近年ではあまり使用しておりません。過去には出産育児一時金の支出額が当初の想定よりも出産が多く、支出額が増えたということから、予備費から不足分を支出させていただいたことがあるように、計上している科目で不足した部分に充てて支出するための費用となります。

以上です。

○石塚委員 いずれかの科目で不足分があった場合に、「予備費」から充てていくということでしょうか。

○事務局 はい。ご認識のとおりです。

○石塚委員 ありがとうございます。

○会長 他にご質問等ありませんか。—————

(挙手あり)

○会長 安本委員お願いします。

○安本委員 歳出の「葬祭費」についてですが、減額となっていますが、実際に私の経験からすると、火葬場の利用状況を見ると友引も稼働するようになってきていて、亡くなる方が増えてるような気がしますが、金額は実数に合わせて減額ということでしょうか。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局お願いします。

○事務局 はい。お答えいたします。

ご認識のとおりとなります。例年、数年間の推移を基にしていますが、今回の減額の主な要因としては被保険者数の減少が挙げられますが、こういった要因や前年度の実績を基

に予算を計上しております。

以上です。

○安本委員 ありがとうございます。

○会長 他にご質問等ありませんか。 —————

(挙手あり)

○会長 石塚委員お願いします。

○石塚委員 私も「葬祭費」について、安本委員が1回目の協議の際に、葬祭費が5万円では少ないのではないかとの意見をすごく覚えていて、私は転勤族なので、いろいろな地域に行ってきて、5万円と聞いたときに他の市町村よりすごく少ないなと思いました。安本委員がおっしゃられるように、亡くなった方が多くて火葬場が足りないといった状況で、葬祭費が妥当な金額なのかということをお聞きしたいです。

○会長 ただいまの件につきまして、事務局お願いします。

○事務局 はい。お答えいたします。

葬祭費が高いか低いかにつきましては、一概に比較は難しいかとは思いますが、千葉県内の市町村で考えますと、5万円以上出している市町村は市川市のみとなっております、5万円と7万円の2つの基準を設けております。7万円の支給は、市民税非課税世帯のみだったかと記憶しておりますが、条件を限定しての支給となっております。

我孫子市の葬祭費が低いのではないかということにつきましては、少なくとも千葉県内では基本的に5万円となっております。

以上です。

○石塚委員 ありがとうございました。市川市は財源が潤ってて、所得が高い方が住まわれているということなので、よくわかりました

○会長 他にご質問等ありませんか。 —————

(挙手なし)

ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。

#### 4. データヘルス計画事業について

○会長 それでは、次に議題4「データヘルス計画事業について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 国保年金課の山梨と申します。「データヘルス計画事業について」ご説明させていただきます。

資料No.4「データヘルス計画事業について」をご覧ください。

資料表紙が目次となっておりますが、「4.各事業の実施結果」につきましては、本日の説明では割愛させていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。

#### 1. データヘルス計画について

初めに、「我孫子市国民健康保険 データヘルス計画」とは、我孫子市の国民健康保険被保険者の健康の保持・増進を図る事業計画になります。日本人の死因の約半数は生活習慣病に起因するものと言われております。生活習慣病は、日頃から健康的な生活を送ることで発症または重症化を予防できる疾病ですが、重症化するまで目立った症状が現れにくいいため、悪化させてしまうリスクが高く、また、重症化することにより、身体的にも経済的にも大きな負担が生じます。このようなことを踏まえ、被保険者の皆様が生涯を通して、健康で自立した生活を送れるよう、データヘルス計画に基づき、主に生活習慣病の発症または重症化の予防に重点を置いた保健事業を実施しております。

次に、データヘルス計画策定の背景になります。「医療保険者は加入者の健康の保持増進のため、PDCA サイクルに沿った保健事業の実施計画を策定し、実施および評価を行う必要がある」という方針を国が示したことによります。PDCA サイクルについては、2ページに記載した図のとおり、「計画・実施・評価・改善」を一連の流れとして、この流れを繰り返していくことで、事業の質の向上を図っていくというものになります。

3ページをご覧ください。

#### 2. 保健事業について

我孫子市国民健康保険が実施している保健事業についてご説明いたします。

まず、第3期データヘルス計画に基づく事業についてです。3ページ記載のとおり、①から⑦の事業を実施することとしております。それぞれの事業については、後ほど概要をご説明いたします。

次に、参考といたしまして、データヘルス計画に基づく事業とは別に実施している保健事業についてご紹介いたします。その他保健事業に記載のあるAからFの事業になります。

なお、その他保健事業のうち、Dの商工会員健診につきましては、商工会での健診実施がなくなったことにより令和6年度をもって終了となりました。

また、Fのはり・きゅう・あん摩・マッサージ等施設利用制度につきましては、事業の見直しにより、今年度をもって終了予定となっております。

4 ページをご覧ください。

特定健康診査・特定保健指導と、その他保健事業との関係についてご説明いたします。

全ての保健事業の基本となるのが特定健康診査になります。特定健康診査は生活習慣病の予防、早期発見のために医療保険者が実施する健康診断のことで、特定健診と呼ばれることが多いです。特定保健指導につきましては、特定健診の結果、肥満であり、なおかつ複数の生活習慣病のリスクがあるとわかった方に対して実施される生活習慣改善のための保健指導になります。特定保健指導およびその他保健事業につきましては、特定健診の結果を基に対象者を選定している事業が多く、保健事業を実施するためには特定健診を被保険者の方に受診していただき、健康状態を市が把握しなければなりません。そのため、国の方で特定健康診査受診率の目標値を設定し、目標値を達成することを医療保険者に求めています。特定保健指導についても同様に実施率の目標が設定されております。

3 ページをご覧ください。

A から F の事業のうち、A の特定健康診査・特定保健指導については、健康づくり支援課に実施を委任しております。B から E の事業については、特定健診と同じ検査項目を含む健康診断ということで、「みなし特定健診」と位置付けている状況です。

4 ページをご覧ください。

保健事業実施体制について説明いたします。これまで示してきた各保健事業については、我孫子市のみで実施できる事業ではなく、資料記載の図のとおり、様々な外部機関からご協力をいただき成り立つ事業となっております。特に、市内医療機関の多くが加盟する我孫子医師会や市内の薬局が加盟する我孫子市薬剤師会につきましては、健診のご協力や各種事業へのご助言をいただく等、なくてはならない機関となっております。

5 ページをご覧ください。

### 3. 各事業の概要について

第3期データヘルス計画に基づく各保健事業の概要をご紹介します。

#### ① 特定健康診査未受診者対策事業

本事業は、生活習慣病の予防、早期発見のため、特定健康診査の受診勧奨を実施いたします。また、他の法令に基づく健康診査受診者のデータを収集し、より多くの被保険者の健康リスクを把握することを目的としております。

#### ②生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業

本事業は、生活習慣病の中でも糖尿病、高血圧症、脂質異常症に着目し、未治療または治療中断が疑われる者に対し、医療機関への受診勧奨を実施し、重症化を予防することを目的としております。

#### ③特定保健指導未利用者対策事業

本事業は、生活習慣病のリスクを複数保有している特定保健指導の該当者のうち、指導を利用していない方に対し、健診実施医療機関や特定保健指導の実施機関と連携し、利用勧奨を実施、また、利用しやすい実施体制を整えることにより、生活習慣病の発症および重症化を予防することを目的としています。

#### ④糖尿病性腎症重症化予防事業

本事業は、人工透析に至る原因疾患の第1位である、糖尿病性腎症のリスクを保有している方に対し、6ヶ月間の保健指導と指導修了者へのフォローアップを実施し、糖尿病性腎症の重症化を予防することを目的としております。

#### ⑤重複服薬患者への指導事業

本事業は、重複服薬患者に対し、医師会や薬剤師会と連携し、服薬指導を実施することで、重複服薬患者を減少させることを目的としております。

6ページをご覧ください。

#### ⑥後発医薬品の普及・啓発事業

本事業は、先発医薬品の処方を受けている被保険者に対し、後発医薬品の普及・啓発を実施するとともに、先発医薬品使用者に後発医薬品への切り替えを促し、利用率を向上させることを目的としております。

#### ⑦健康寿命延伸のための包括的啓発事業

本事業は、被保険者の健康づくりを効果的・効率的に支援するため、国保年金課、健康づくり支援課、高齢者支援課が実施する各保健事業について、3課が協力・連携して取り組み、健康寿命の延伸を図ることを目的としております。

各事業の概要の説明は以上となります。

7ページから17ページまでは、説明させていただいた各事業の実施結果を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

18ページをご覧ください。

【その他】令和8年度以降の新規事業について

1つ目は、低栄養予防事業です。

先ほどご説明した3課での協議の結果、年齢による支援の切れ目が生じないよう、高齢者支援課が後期高齢者を対象に実施している低栄養予防事業を、国保加入者にも実施することといたしました。管理栄養士による架電および訪問での保健指導を実施予定です。対象者は資料記載のとおりとなります。

2つ目は、健康栄養相談事業です。

低栄養予防事業と同様、管理栄養士の方に健康栄養相談を依頼いたします。予約制で年4回、1人あたり45分程度で1日につき3人とする予定です。

5. 今後について

現在実施中の第3期データヘルス計画について、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画となっておりますが、令和8年度までを前期期間としております。来年度、前期期間の3年目となるため、中間評価を実施いたします。中間評価の進捗状況につきましては、今後の運営協議会にてご報告させていただきます。

以上で、データヘルス計画事業について説明を終わります。

○会長 ただいま「データヘルス計画事業について」説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。

ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 —————

(挙手なし)

ないようであれば、これで質疑打ち切りということよろしいでしょうか。

○事務局 会長。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 ただいま、国保の保健事業についてご説明させていただきましたが、特定健診については健康づくり支援課に執行委任し、国保から予算を歳出して実施しております。

特定健診は40歳以上の被保険者を対象としており、説明の中でもありましたとおり、受診率がとても重要な評価指標となりますが、当市は県内で下位の方に位置しております。受診率向上の対策の1つとして、年齢が35歳から39歳の被保険者の方に特定健診に準じた健診を早期に実施し、健診受診を習慣づけていただくことを目的に、8年度から国保の新規事業とあわせて開始する予定で予算を確保させていただいているということを補足させていただきます。

以上です。

## 5. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。————

(挙手なし)

○会長 ないようですので、議題につきましてはこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」との声あり)

○会長 それでは、本日、傍聴人の方が1名お見えです。「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、傍聴人の方は会議の議題について発言をいただきたく機会を設けております。なお、1人につき1回となります。

また、発言の時間は3分ということでございます。質問形式の発言があっても大変申し訳ありませんがお答えすることはできませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは傍聴人の方の発言を許可します。

発言を希望される方は挙手をお願いします。————

(挙手なし)

○会長 発言を希望される方がいないようですので、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。————

(委員より「異議なし」との声あり)

## 三 閉 会

○会長 以上をもちまして、「令和7年度 第3回我孫子市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。「令和7年度 我孫子市国民健康保険運営協議会」は今回を持ちまして終了したいと考えています。

なお、「令和8年度 第1回我孫子市国民健康保険運営協議会」の開催は10月頃を予定

しています。日程につきましては、後日調整させていただきますのでよろしくお願いいたします  
します。

本日は、大変お疲れ様でした。

午後 2 時 2 2 分閉会